

重要事項説明書

(西暦 2024 年 6 月 1 日現在)

1 事業者概要

事業者名称	有限会社オートショップビッグワン
代表者氏名	代表取締役 鶴飼 秀昭
所在地 電話番号	滋賀県甲賀市甲南町野尻 55 番地 0748-86-6055

2 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション結笑
所在地 電話番号	滋賀県草津市草津 3 丁目 3-15 077-598-5390
管理者の氏名	岩見 羅夢
介護保険事業所番号	2560690170
事業実施地域	草津市全域 栗東市一部（栗東中学校区、栗東西中学校区、葉山中学校区） 大津市一部（青山中学校区、石山中学校区、瀬田中学校区、瀬田北中学校区）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- 訪問看護ステーション結笑（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
また介護予防訪問看護の提供に当たり看護師その他の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4 事業所の職員体制

職 種	人数	職 種	人数
管 理 者：兼務	1	看護師・保健師・准看護師	6
		理学療法士・作業療法士	3
		事務職員	0

5 営業時間、営業地域

営業日	月～金 (但し、祝日・年末年始 12/30～1/3 を除く)
営業時間	8：30 ～ 17：00
営業地域（通常の事業実施地域）	草津市全域、栗東・大津市一部

6 利用料

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 利用者は「訪問看護ステーション結笑 料金表」(別紙1)に定めた指定訪問看護等のサービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要となった費用をお支払いいただきます。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収します。
なお、自動車を利用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道分を1キロメートルあたり10円で計算し徴収します。
- (4) キャンセル料
当日になって指定訪問看護等のサービスの利用をキャンセルするときは、キャンセル料の支払いを求められることがあります。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担の50%

※ただし、利用者の状態の急変など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(5) 利用料金の支払い方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払い願います。

- ① 自動口座引落とし（ご指定の金融機関の口座より毎月27日（休日の場合は翌日）に引落します。）
- ② 現金払い（サービス提供の翌月、27日までにお支払い願います。）

7 緊急時の対応方法

看護職員等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

8 サービス内容に関する苦情

当事業所相談・苦情担当窓口

担 当	岩見 羅夢	電話：077-598-5390
-----	-------	-----------------

上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

草津市介護保険担当課	TEL 077-561-2369
栗東市介護保険担当課	TEL 077-533-1234
大津市健康保険部長寿政策課	TEL 077-528-2753
滋賀県庁医療福祉推進課	TEL 077-528-3523
滋賀県国民健康保険団体連合会	TEL 077-522-6605

9 サービス内容の質に関する情報の提供について

当ステーションでは、サービスの質の向上に向けた取り組みとして、滋賀県介護保険分野サービス共通評価基準による自己評価を実施し、その結果についても公表します。なお、第三者評価は実施いたしません。

10 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護等の提供中に事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- (3) 利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 災害等発生時の対応

事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努めます。

12 人権擁護・虐待防止

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業員に対し、研修の機会を確保します。
- (2) 高齢者虐待防止のための措置として、ステーションで高齢者虐待防止の指針を定め虐待防止委員会を設置するとともに、規定に従い研修会や検討委員会を開催します。
- (3) 事業者は、利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等をおこないません。

やむを得ず身体的拘束等をおこなう場合には、事前に十分説明の上利用者または家族等に同意を得るとともにその状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。